

スマホでネットスーパーお買い物体験事業に係るサービス提供事業者公募要領

1 公募の趣旨及び目的

地域内の店舗の減少等による「買い物弱者」の増加が懸念される中山間地域では、今後の買い物の手段としてスマートフォンなどで日用品や食品等を注文して自宅まで配送されるサービス（以下「ネットスーパーサービス」という）の需要が高まると想定される。

本公募要領は、富山県が中山間地域に暮らす住民に対してネットスーパーサービスの仕組みや利用方法が理解でき、その場で自身のスマートフォンなどで操作する体験会（以下「ネットスーパーお買い物体験会」という）を実施する際に、その説明の対象とするネットスーパーサービスの提供事業者（以下「サービス提供事業者」という）を公募するもの。

なお、ネットスーパーお買い物体験会の運營業務は、県が別途公募型プロポーザルにより選定する事業者へ委託し実施する。

2 公募概要

(1) 公募名

スマホでネットスーパーお買い物体験事業に係るサービス提供事業者公募

(2) 公募条件

下記の条件をすべて満たすサービス提供事業者を採択する。

- ① 県内で生鮮食品ならびに生活雑貨を取り扱う小売業（スーパー等）を営んでいること。
- ② ネットスーパーサービスを富山県全域へ提供できること。
- ③ 県で作成する体験会で参加者が使用するテキスト、講師が使用する体験会運営マニュアル及び使用するデータについて、事実誤認等がないかの確認作業に協力できること。
- ④ 2,000種類以上の生鮮食品ならびに生活雑貨を配送できること。
- ⑤ 米、肉、野菜、トイレットペーパー、ティッシュペーパーは配送対象に必ず含むこと。
- ⑥ 配送可能品目や配送手数料などの配送関連情報を県に対し、提供できること（チラシ、パンフレット等による提供も可とする）。
- ⑦ 発送関連情報について、テキスト等に記載するような重要な内容に変更が生じる場合は、2週間前までに市に対し情報を提供できること。
- ⑧ 注文確定前に発注金額の合計が容易に分かること。
- ⑨ 注文してから2日以内には自宅まで配送するサービスであること。
- ⑩ 配送予定日の前々日以前であれば、簡便な操作で配送取り消しができること。
- ⑪ 配送時の料金着払い（現金払い）に対応できること。

3 サービス提供期間

サービス提供事業者の決定から令和7年3月7日（金）まで

4 参加資格

参加者は、下記に掲げる参加資格の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること。
- (5) 本公募の募集開始の日から採用者決定の日までの間において、県から指名停止を受けていないものであること。

5 公募への申込

(1) 申込方法

下記ア、イの必要書類を令和6年4月30日（火）17時15分までに電子メールにて下記「9書類の提出、問合せ先」の提出先まで提出すること。

ア 参加申込書兼誓約書（様式1）

イ 提供可能なネットスーパーサービスの概要が分かる書類（様式任意、パンフレット等も可とする）

(2) 公募申請に係る合意

公募への申し込みを行った事業者（以下「公募申請者」という）は参加申込書兼誓約書の提出をもって、本要領に同意したものとする。

(3) 質問

本公募に関する質問は、令和6年4月19日（金）17時15分まで受け付ける。質問は質問書（様式第2号）へ記入の上、電子メールにて下記「9 書類の提出、問合せ先」の提出先まで提出すること。なお電話及び口答による質問は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は原則として令和6年4月23日（火）までに県ホームページで公開する。

6 サービス提供事業者の決定

- (1) 公募の採択にあたっては、登記事項証明及び提出された提供可能なネットスーパーサービスの概要が分かる書類にて、ネットスーパーサービスの提供能力等を書面審査する。
- (2) 公募申請者は、県から追加資料の提出を求められた場合は、指定のあった日時までに提出すること。

(3) 公募結果は、採択の有無に関わらず後日書面で公募申請者へ通知するほか県のホームページに掲載する。また公募結果に対する異議申し立てはできないものとする。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。

(2) 本公募参加に関する経費

本公募参加に関する経費は、全て公募申請者が負担するものとする。

(3) 著作権等の取扱い

体験会で参加者が使用するテキスト、講師が使用する体験会運営マニュアル及び使用するデータ作成のために、サービス提供事業者から提供のあった配送関連情報が掲載されているチラシや、ネットスーパーサービスのWebサイトからサービス提供事業者が著作権を有する意匠等を転載する場合は、その事業主旨に沿った利用（体験会参加者へのテキスト配布や各種広報媒体等への一部転記を含む）をする限りにおいて、サービス提供事業者は県に対し、転載部分の加工、複製、再配布の権利を公募事業の期間終了の半年後まで認めるものとする。

8 本公募に関するスケジュール

令和6年4月19日（金）17時15分	本公募に関する質問の受付期限
令和6年4月23日（火）	本公募に関する質問の回答期限
令和6年4月30日（火）17時15分	公募参加申込期限
令和6年5月上旬	サービス提供事業者の決定

9 書類の提出、問合せ先

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課（担当：川井）

住所：〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-9607（直通）

E mail: aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp